

赤い羽根共同募金助成要項

【対象事業年度：令和6年度】

1 目的

この助成は、新潟県共同募金会燕市共同募金委員会（以下「本会」という。）が赤い羽根共同募金を財源に、地域福祉の課題解決や福祉のまちづくりを推進することを目的に活動する団体等に対して助成する。

2 助成対象団体

助成対象とする団体は、燕市内に活動拠点を置き、市内で活動する福祉団体、自治会、まちづくり協議会、地区民協、ボランティア団体、学校、社会福祉法人、NPO法人など地域活動や福祉活動を行う非営利な民間団体とする。

3 助成対象事業

（1）助成対象は、燕市内において地域福祉活動を推進する事業で、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域や社会を良くしていこうとする、次に掲げる活動や事業とする。

- ①高齢者の地域生活を支えるための活動
- ②障がい者の就労と地域生活を支えるための活動
- ③子どもの生活と子育てを支援するための活動
- ④安心・安全なまちづくりを支援するための活動
- ⑤ボランティア活動を育成・支援するための活動
- ⑥その他、緊急的な福祉課題を解決するための活動など

（2）令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了する活動や事業とする。

（3）次に掲げる事業は助成の対象としない。

- ①政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした事業
- ②飲食代が主体となる事業
- ③機関紙等の広報誌発行事業
- ④会員、構成員同士親睦のみを目的としたもの
- ⑤団体・グループ等の運営費（人件費、家賃、水道光熱費、通信費など）
- ⑥公的補助金や他の財源（民間補助金及び補助）が補填されている事業
- ⑦本助成金以外の財源により当該活動が実施できるもの

4 助成額

助成額は、当該総事業費の90%として、1団体1事業5万円を限度とする。

5 助成申請等

助成を受けようとする団体は、所定の申請書（別紙 様式1）に必要事項を記入し、次の添付書類を添えて、令和5年12月22日（金）までに本会へ提出する。

- (1) 定款または会則、規約
- (2) 前年度の事業報告書・決算書
- (3) 当年度の事業計画書・予算書
- (4) チラシなど会の活動の様子がわかるもの

6 助成審査

本委員会において申請内容の審査を行い、助成の可否及び助成金額を決定のうえ、申請団体へ通知する。

7 助成金の交付

本会が主催する助成決定交付式（令和6年5月下旬予定）終了後に交付する。

8 助成対象事業の変更

助成申請決定後に、やむを得ず事業を変更する場合は、助成金変更申請書（別紙 様式9）により承認を受けなければならない。

9 助成対象事業の明示等

(1) 助成を受けた事業には、「赤い羽根共同募金」の助成であることを明示するとともに共同募金が活用されていることを関係者、参加者へ広く周知すること。

(2) 共同募金運動の趣旨について理解、共感し、積極的に参画、推進すること。

10 事業報告

事業終了後1ヶ月以内に事業完了報告書（別紙 様式8）、関係資料及び領収書（写）を提出しなければならない。

11 助成金の返還

次に掲げる事項に該当するときは、助成金の全額または一部の返還をしなければならない。

- (1) 助成金を申請事業に使用しなかった場合
- (2) 申請事業の遂行が困難になった場合や中止した場合
- (3) 助成金に余剰金が生じた場合

【問い合わせ先】

燕市共同募金委員会

〒959-0231 燕市吉田日之出町1番1号

TEL 0256-78-7080